

新たな行政経営への移行実現推進本部設置要綱

(設置)

第1条 計画期間を令和6年度から令和9年度とする「新たな行政経営への移行実現プラン」の推進を目的として、新たな行政経営への移行実現推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 「新たな行政経営への移行実現プラン」に関すること。
- (2) 新たな行政経営への移行の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新たな行政経営への移行の推進に必要な事項

(組織等)

第3条 本部は、本部長は区長を、副本部長は副区長及び教育長を、本部員はその他政策会議の構成員をもって組織する。

- 2 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 前項の規定による職務の代理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき区長が定めた区長の職務代理順序が第1順位の副区長である副本部長が行うものとする。

(会議等)

第4条 本部は、本部長が必要に応じて随時招集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(推進会議)

第5条 本部へ報告する事項を調査し、検討するため、推進会議を設置する。

- 2 推進会議の構成は別表に掲げるとおりとする。
- 3 推進会議は議長が召集する。

4 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 「新たな行政経営への移行実現プラン」に基づく取組みの検討及び推進を図るため、プロジェクトチームを設置することができる。

(庶務)

第7条 本部及び推進会議の庶務は、政策経営部政策企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部及び推進会議の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

推進会議	政策企画課長	議長
	財政課長	構成員
	官民連携・行政手法改革担当課長	構成員
	総務課長	構成員
	人事課長	構成員
	D X 推進担当課長	構成員
	D X 推進担当部副参事 (D X 担当)	構成員
	地域行政課長	構成員